

平成 30 年 2 月 21 日参議院憲法審査会議事録

○松沢成文君 希望の党の松沢成文です。

私たち希望の党は、憲法の在り方を様々議論をして、時代の要請に合わなくなった部分あるいは新たに付け加えるべき部分があったらそれを積極的に議論をし、そして国民の皆さんに改正すべき点を提案する、これは国会の責務であると考えておりまして、そういう意味で、この憲法審査会においてようやく憲法についての議論が深まりつつあるということは大変好ましいことだというふうに考えております。

そういう中で、党としても党の憲法調査会というのを設けまして、改正すべき点についての議論を進めております。

そのまず第一は、地方自治について。日本はこれまで中央集権国家として発展してきましたが、やはり地方分権をしっかりと進めて地域の活力を取り戻す必要があると考え、この改正案作りに取り組んでおります。地方自治の本旨とは何ぞや、しっかりと規定すること、あるいは自治体の種類や補完性の原理、さらには、議会と執行機関の機能と役割、地方自治体の財政自主権、住民の直接請求権などをしっかりと憲法に書き込んで、地方自治が花咲く日本の国にしていきたいということです。条文改正案もようやく整いつつありますので、追ってまたこの審査会でも皆様に提起していきたいというふうに思っております。

二つ目が、教育の自由化についても議論を進めておりまして、あっ、失礼、自由化じゃない、無償化ですね、教育無償化に関する条文案としては、義務教育の無償を定めた二十六条を改めて、幼児期から初等教育、中等教育に至るまでの公の性質を有する教育を無償にするというふうに規定してはどうか。そして、私学助成の合憲性を明確化するため、公金支出に関する八十九条も改正すべきだと思います。大学などの高等教育に関しては無償化の対象に含めず、教育の機会均等を明記するという方向で今条文案を作っております、これもまた提起をさせていただきたいと思っております。

こういう形で党の方でも様々憲法改正の具体的な条文案を検討しているところですが、今後、国家緊急事態、あるいは憲法九条、あるいは衆議院の解散権の制約等についても具体案

を作っていきたいと思っています。

ここからは私の私見でありますけれども、まだ党の方で議論が進んでおりませんが、私は、現行憲法の最大の問題というのは、国家の防衛や緊急事態に対してどうやって憲法秩序を守っていくかという規定がないこと、これが最大の問題だと思っております、その意味では、九条の改正や国家緊急事態の追加ですね、対応の追加、ここをきちっと議論をしていかなければならないというふうに考えております。

そういう中で、今、自由民主党の中で九条の改正案の条項案についても様々提案がなされ、議論がされております。私ども希望の党としては、九条の一項、二項は、これは現行平和憲法の理念でありますのでここはしっかりと守って、九条の三項にいきなり自衛隊という組織を追加するのではなくて、その前提となる自衛権についてしっかりと規定をする。つまり、一項、二項の方向は守りながら、三項に、とはいっても日本は独立国家であり、国際法上認められている自衛権はあると、まず自衛権をきちっと明記すべきだと思います。そして、九条の二の方に、この自衛権を担保するために自衛隊を置いて、自衛隊はきちっとシビリアンコントロールの下に置くということを、自衛隊の具体像を、これをきちっと入れ込むことが非常に国民にとっても分かりやすい、そして日本の平和国家としての理念も継承できる、そういう案になるのではないかと考えていまして、是非ともこの憲法審査会でも、この安全保障、国防についての議論をさせていただければと思っております。

最後に、国家緊急事態についても、今、国会議員、特に衆議院議員の任期の延長等の議論が中心になっているようではありますが、やはり国家の緊急事態において、主権の制限も含めて、あるいは行政権の強化、やっぱり国家が緊急事態になっているときに、国民を守るためにやむを得ざるこういう権限の強化についてもきちっと憲法に認めておく、しかしそれが濫用されないように、国会のチェックの仕組み、これも含めてきちっと提起をしないと本物の国家緊急事態条項にはならないというふうに思っております、ここについても議論を深めていきたいというふうに思っております。

以上、希望の党からの提案でございます。よろしくお願いいたします。